

## 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査結果について (平成22年4月)

食品安全委員会が行った食品健康影響評価(リスク評価)が、食品の安全性の確保に関する施策(管理措置)に適切に反映されているかを把握するため、食品安全基本法第23条第1項第4号に基づき、食品健康影響評価の結果に基づく関係行政機関(リスク管理機関)の施策の実施状況について、調査を行った。

なお、本調査については、前回までの調査(第1回(平成16年6月報告)、第2回(同年12月報告)、第3回(平成17年10月報告)、第4回(平成18年4月報告)、第5回(平成18年10月報告)、第6回(平成19年4月報告)、第7回(平成19年10月)、第8回(平成20年4月)、第9回(平成20年10月)、第10回(平成21年4月)及第11回(平成21年10月報告)に引続き、12回目の調査である。

今回は、食品安全委員会が食品健康影響評価を行い、平成21年4月から平成21年9月までの間に厚生労働省、農林水産省に対してその結果の通知を行った評価品目(8分野、72品目)について、調査を行った。

添加物6品目、農薬29品目、動物用医薬品16品目、化学物質・汚染物質6品目、微生物・ウイルス2品目、遺伝子組換え食品等4品目、新開発食品8品目、肥料・飼料等1品目

また、前回までの調査において具体的な管理措置が講じられていなかった評価品目(7分野、126品目)についても、調査を行った。

添加物9品目、農薬68品目、動物用医薬品23品目、化学物質・汚染物質23品目、かび毒・自然毒1品目、新開発食品1品目、肥料・飼料等1品目

調査は、評価結果の通知を行った関係行政機関から、対象の評価品目ごとに「リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート」(別添)による報告(平成22年3月31日現在)を受けることで行った。

### 《施策の実施状況》

食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況を分野別に整理すると、以下のとおりである。

## 【化学物質系評価グループ】

### 1 添加物

食品安全委員会は、添加物の新規指定、規格基準の設定に当たり、厚生労働省からの意見の求めに応じて、6品目の添加物の食品健康影響評価を行った。

これらについては、評価結果に基づき、以下の対応がとられている。

#### ① 着香の目的で使用する場合、安全性に懸念がないと考えられたもの

##### 〔4品目〕

- ・プロピオンアルデヒド
- ・6-メチルキノリン
- ・3-メチル-2-ブタノール
- ・5,6,7,8-テトラヒドロキノキサリン

##### (施策の概要)

プロピオンアルデヒド及び6-メチルキノリンについては、薬事・食品衛生審議会から担当大臣に答申され、答申結果について消費者庁と協議中である。

3-メチル-2-ブタノール及び5,6,7,8-テトラヒドロキノキサリンについては、薬事・食品衛生審議会において審議中である。

#### ② 一日摂取許容量（ADI）が設定されたもの

##### 〔2品目〕

- ・フルジオキサニル
- ・亜塩素酸ナトリウム

##### (施策の概要)

フルジオキサニルについては、薬事・食品衛生審議会において審議中である。

亜塩素酸ナトリウムについては、薬事・食品衛生審議会から担当大臣に審議結果が答申され、答申結果について消費者庁と協議中である。

#### 〔前回の調査時点で、具体的な管理措置が講じられていなかったもの〕

#### ① 薬事・食品衛生審議会から担当大臣に審議結果が答申され、答申結果について消費者庁と協議中であるもの

##### 〔6品目〕

- ・ソルビン酸カルシウム（一日摂取許容量（ADI）を設定）
- ・2-エチルピラジン（着香の目的で使用する場合、安全性に懸念がないと考えられる）
- ・2-メチルピラジン（着香の目的で使用する場合、安全性に懸念がないと考えられる）

- ・ 2-ペンタノール（着香の目的で使用する場合、安全性に懸念がないと考えられる）
- ・ 2-メチルブチルアルデヒド（着香の目的で使用する場合、安全性に懸念がないと考えられる）
- ・ ステアロイル乳酸ナトリウム（一日摂取許容量（ADI）を設定）

② 薬事・食品衛生審議会において審議中であるもの

〔2品目〕

- ・ L-グルタミン酸アンモニウム（添加物として適切に使用される場合、安全性に懸念がないと考えられ、一日摂取許容量（ADI）を特定する必要はない）
- ・ 次亜塩素酸水（使用後、最終食品の完成前に除去される場合、安全性に懸念がないと考えられる）

なお、次亜塩素酸水に関する関係告示については、臭素酸についての検討及びその検討結果について食品安全委員会へ報告を行った後に必要な手続きを経て公布予定である。

③ 規格基準設定に必要な資料を収集中であるもの

〔1品目〕

- ・ 亜塩素酸水（一日摂取許容量（ADI）を設定）

なお、亜塩素酸水に遺伝毒性発がん物質と疑われている臭素酸が混入する可能性があることから、臭素酸の混入実態調査を実施中である。

## 2 農薬

食品安全委員会は、農薬の登録申請等に伴う食品中の残留基準の設定に当たり、厚生労働省からの意見の求めに応じて、29品目の農薬の食品健康影響評価を行った。

これらについては、評価結果に基づき、以下の対応がとられている。

### 一日摂取許容量（ADI）が設定されたもの

〔29品目〕

- |             |              |
|-------------|--------------|
| ・ パクロブトラゾール | ・ ミルベメクチン    |
| ・ アジムスルフロン  | ・ シフルフェナミド   |
| ・ プロスルホカルブ  | ・ イプロベンホス    |
| ・ イソチアニル    | ・ エスプロカルブ    |
| ・ スピロテトラマト  | ・ クロランスラムメチル |
| ・ ミクロブタニル   | ・ アジンホスメチル   |
| ・ ジメテナミド    | ・ スピロメシフェン   |
| ・ ビフェントリン   | ・ プロパモカルブ塩酸塩 |

- ・プロパモカルブ
- ・フルジオキソニル
- ・クロメプロップ
- ・ピリフルキナゾン
- ・ピリミスルファン
- ・ピリプロキシフェン
- ・メトラクロール（清涼飲料水）
- ・メチオカルブ
- ・フルシラゾール
- ・プロチオコナゾール
- ・メトラクロール
- ・ベンダイオカルブ
- ・アミスルブロム

### （施策の概要）

パクロブトラゾール、クロランスラムメチル、ミクロブタニル、アジンホスメチル、ビフェントリン、メチオカルブ、フルジオキソニル、フルシラゾール、メトラクロール及びベンダイオカルブについては、残留基準設定に必要な資料を収集中であり、入手次第、薬事・食品衛生審議会において残留基準設定に係る審議を行う予定である。

ミルベメクチン、アジムスルフロン、シフルフェナミド、プロスルホカルブ、イプロベンホス、エスプロカルブ、スピロテトラマト、ジメテナミド、スピロメシフェン、プロパモカルブ塩酸塩、プロパモカルブ、クロメプロップ、プロチオコナゾール、ピリフルキナゾン、ピリミスルファン、ピリプロキシフェン及びアミスルブロムについては、薬事・食品衛生審議会において審議中である。

イソチアニルについては、薬事・食品衛生審議会から担当大臣に審議結果が答申され、答申結果について消費者庁と協議中である。

メトラクロール（清涼飲料水）については、農薬等のポジティブリスト制度との整合性を含め、規格基準の設定について検討中であり、薬事・食品衛生審議会において対応方針の審議を行う予定である。

### 〔前回の調査時点で、具体的な管理措置が講じられていなかったもの〕

- ① 食品衛生法に基づき規格基準を改正し、食品中の残留基準を設定したもの〔5品目〕

- ・イミシアホス（一日摂取許容量（ADI）を設定）
- ・ピラスルホトール（一日摂取許容量（ADI）を設定）
- ・プロヒドロジャスモン（一日摂取許容量（ADI）を設定）
- ・テフリトリオン（一日摂取許容量（ADI）を設定）
- ・アセキノシル（一日摂取許容量（ADI）を設定）

なお、薬事・食品衛生審議会において、各品目に係る残留基準設定後の摂取量<sup>※</sup>の対ADI比は、以下のとおり試算されている。

（摂取量<sup>※</sup>：理論最大一日摂取量（TMDI）、推定一日摂取量（EDI））

- |             |                    |
|-------------|--------------------|
| ・イミシアホス     | 9.8% ～ 22.4%（EDI）  |
| ・ピラスルホトール   | 4.5% ～ 10.2%（TMDI） |
| ・プロヒドロジャスモン | 0.0% ～ 0.2%（TMDI）  |

- |           |                       |
|-----------|-----------------------|
| ・テフリルトリオン | 6.3% ~ 15.5% (TMD I)  |
| ・アセキノシル   | 18.0% ~ 40.1% (TMD I) |

② 薬事・食品衛生審議会から担当大臣に審議結果が答申され、答申結果について消費者庁との協議を終了したもの

[9品目]

- ・プレチラクロール (一日摂取許容量 (ADI) を設定)
- ・ペンシクロン (一日摂取許容量 (ADI) を設定)
- ・フェリムゾン (一日摂取許容量 (ADI) を設定)
- ・EPN (一日摂取許容量 (ADI) を設定)
- ・フェノキサニル (一日摂取許容量 (ADI) を設定)
- ・ジクロシメット (一日摂取許容量 (ADI) を設定)
- ・ノバルロン (一日摂取許容量 (ADI) を設定)
- ・オキサジクロメホン (一日摂取許容量 (ADI) を設定)
- ・イミダクロプリド (一日摂取許容量 (ADI) を設定)

③ 薬事・食品衛生審議会から担当大臣に審議結果が答申され、答申結果について消費者庁と協議中であるもの

[7品目]

- ・フェントラザミド (一日摂取許容量 (ADI) を設定)
- ・シメコナゾール (一日摂取許容量 (ADI) を設定)
- ・ピラクロストロビン (一日摂取許容量 (ADI) を設定)
- ・ボスカリド (一日摂取許容量 (ADI) を設定)
- ・メソトリオン (一日摂取許容量 (ADI) を設定)
- ・レピメクチン (一日摂取許容量 (ADI) を設定)
- ・ブプロフェジン (一日摂取許容量 (ADI) を設定)

④ 薬事・食品衛生審議会において審議中であるもの

[15品目]

- ・クロフェンセット (一日摂取許容量 (ADI) を設定)
- ・フルアクリピリム (一日摂取許容量 (ADI) を設定)
- ・プロファム (一日摂取許容量 (ADI) を設定しない)
- ・ルフェヌロン (一日摂取許容量 (ADI) を設定)
- ・メタアルデヒド (一日摂取許容量 (ADI) を設定)
- ・ブタミホス (一日摂取許容量 (ADI) を設定)
- ・メタラキシル及びメフェノキサム (一日摂取許容量 (ADI) を設定)
- ・インドキサカルブ (一日摂取許容量 (ADI) を設定)
- ・メタミドホス (一日摂取許容量 (ADI) を設定)
- ・トリフロキシストロビン (一日摂取許容量 (ADI) を設定)

- ・アセタミプリド（一日摂取許容量（ADI）を設定）
- ・トリルフルアニド（一日摂取許容量（ADI）を設定）
- ・ピリブチカルブ（一日摂取許容量（ADI）を設定）
- ・オキサジアゾン（一日摂取許容量（ADI）を設定）
- ・テブフェノジド（一日摂取許容量（ADI）を設定）

⑤ 残留基準設定に必要な資料を収集中であり、入手次第、薬事・食品衛生審議会において残留基準設定に係る審議を行う予定であるもの

〔15品目〕

- ・フルフェンピルエチル（一日摂取許容量（ADI）を設定）
- ・ジクロスラム（一日摂取許容量（ADI）を設定）
- ・ヘキサジノン（一日摂取許容量（ADI）を設定）
- ・メフェンピルジエチル（一日摂取許容量（ADI）を設定）
- ・クロルエトキシホス（一日摂取許容量（ADI）を設定）
- ・トリブホス（一日摂取許容量（ADI）を設定）
- ・トリフルスルフロンメチル（一日摂取許容量（ADI）を設定）
- ・プリミスルフロンメチル（一日摂取許容量（ADI）を設定）
- ・ゾキサミド（一日摂取許容量（ADI）を設定）
- ・チアゾピル（一日摂取許容量（ADI）を設定）
- ・プロポキシカルバゾン（一日摂取許容量（ADI）を設定）
- ・カルボキシシン（一日摂取許容量（ADI）を設定）
- ・イミベンコナゾール（一日摂取許容量（ADI）を設定）
- ・フルリドン（一日摂取許容量（ADI）を設定）
- ・クロルピリホス（一日摂取許容量（ADI）を設定）

⑥ 農薬等のポジティブリスト制度との整合を含め、規格基準の設定について検討中であり、今後、薬事・食品衛生審議会において対応方針に係る審議を行う予定であるもの

〔17品目〕

- ・プレチラクロール（清涼飲料水）（一日摂取許容量（ADI）を設定）
- ・ペンシクロン（清涼飲料水）（一日摂取許容量（ADI）を設定）
- ・EPN（清涼飲料水）（一日摂取許容量（ADI）を設定）
- ・ブタミホス（清涼飲料水）（一日摂取許容量（ADI）を設定）
- ・メタラキシル（清涼飲料水）（一日摂取許容量（ADI）を設定）
- ・ハロスルフロンメチル（清涼飲料水）（一日摂取許容量（ADI）を設定）
- ・ブプロフェジン（清涼飲料水）（一日摂取許容量（ADI）を設定）
- ・ピリブチカルブ（清涼飲料水）（一日摂取許容量（ADI）を設定）
- ・ダイムロン（清涼飲料水）（一日摂取許容量（ADI）を設定）
- ・カルプロパミド（清涼飲料水）（一日摂取許容量（ADI）を設定）

- ・フルトラニル（清涼飲料水）（一日摂取許容量（ADI）を設定）
- ・エスプロカルブ（清涼飲料水）（一日摂取許容量（ADI）を設定）
- ・カフェンストロール（清涼飲料水）（一日摂取許容量（ADI）を設定）
- ・メフェナセット（清涼飲料水）（一日摂取許容量（ADI）を設定）
- ・ピリプロキシフェン（清涼飲料水）（一日摂取許容量（ADI）を設定）
- ・クロルピリホス（清涼飲料水）（一日摂取許容量（ADI）を設定）
- ・アゾキシストロビン（清涼飲料水）（一日摂取許容量（ADI）を設定）

### 3 動物用医薬品

食品安全委員会は、動物用医薬品の食品中の残留基準の設定、製造販売の承認及び再審査に当たり、厚生労働省及び農林水産省からの意見の求めに応じて、16品目の動物用医薬品の食品健康影響評価を行った。

これらについては、評価結果に基づき、以下の対応がとられている。

#### ① 適切に使用される限りにおいて、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられると評価されたもの

〔13品目〕

- ・鶏伝染性気管支炎（4-91株）生ワクチン
- ・鶏伝染性気管支炎（4-91株）生ワクチン（ノビリス IB4-91）
- ・塩酸クレンブテロールを有効成分とする馬の経口投与剤（ベンチプルミン-シロップ）
- ・塩酸クレンブテロールを有効成分とする牛の注射剤（プラニパート）
- ・鶏コクシジウム感染症（アセルブリナ・テネラ・マキシマ）混合生ワクチン
- ・鶏コクシジウム感染症（アセルブリナ・テネラ・マキシマ）混合生ワクチン（日生研鶏コクシ弱毒3価生ワクチン（TAM））
- ・牛及び豚用インターフェロンアルファ経口投与剤
- ・豚サーコウイルス（2型）感染症（1型-2型キメラ）（デキストリン誘導体アジュバント加）不活化ワクチン
- ・豚サーコウイルス（2型）感染症（1型-2型キメラ）（デキストリン誘導体アジュバント加）不活化ワクチン（スバキシ PCV2/スバキシ PCV2 FDAH）
- ・ニューカッスル病・鶏伝染性気管支炎混合生ワクチン
- ・ニューカッスル病・鶏伝染性気管支炎混合生ワクチン（アビテクト NB/TM）
- ・性腺刺激ホルモン放出ホルモン・ジフテリアトキソイド結合物を有効成分とする豚の注射剤
- ・性腺刺激ホルモン放出ホルモン・ジフテリアトキソイド結合物を有効成分とする豚の注射剤（インプロバック）

## (施策の概要)

鶏伝染性気管支炎(4-91株)生ワクチン、鶏コクシジウム感染症(アセルブリナ・テネラ・マキシマ)混合生ワクチン、牛及び豚用インターフェロナルファ経口投与剤、豚サーコウイルス(2型)感染症(1型-2型キメラ)(デキストリン誘導体アジュバント加)不活化ワクチン、ニューカッスル病・鶏伝染性気管支炎混合生ワクチン及び性腺刺激ホルモン放出ホルモン・ジフテリアトキシソイド結合物を有効成分とする豚の注射剤については、食品中の残留基準を設定しないこととされた。

鶏伝染性気管支炎(4-91株)生ワクチン(ノビリスIB4-91)、塩酸クレンブテロールを有効成分とする馬の経口投与剤(ベンチプルミン-シロップ)、塩酸クレンブテロールを有効成分とする牛の注射剤(プラニパート)及び鶏コクシジウム感染症(アセルブリナ・テネラ・マキシマ)混合生ワクチン(日生研鶏コクシ弱毒3価生ワクチン(TAM))については、再審査の結果、薬事法第14条第2項各号(薬事法に基づく承認を与えない場合について規定)のいずれにも該当しないと確認されたことが申請者に通知された。

豚サーコウイルス(2型)感染症(1型-2型キメラ)(デキストリン誘導体アジュバント加)不活化ワクチン(スバキシムPCV2/スバキシムPCV2FDAH)、ニューカッスル病・鶏伝染性気管支炎混合生ワクチン(アビテクトNB/TM)及び性腺刺激ホルモン放出ホルモン・ジフテリアトキシソイド結合物を有効成分とする豚の注射剤(インプロバック)については、薬事法第14条第1項に基づく製造販売が承認された。

## ② 一日摂取許容量(ADI)が設定されたもの

### [3品目]

- ・クレンブテロール
- ・カルプロフェン
- ・カラゾロール

## (施策の概要)

それぞれの品目については、残留基準設定に必要な資料を収集中であり、入手次第、薬事・食品衛生審議会において残留基準設定に係る審議を行う予定である。

## [前回の調査時点で、具体的な管理措置が講じられていなかったもの]

### ① 食品中の残留基準を設定しないこととされたもの

#### [1品目]

- ・エチプロストントロメタミン(適切に使用される限りにおいて、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる)

② 薬事・食品衛生審議会から担当大臣に審議結果が答申され、答申結果について消費者庁との協議が終了したもの

〔3品目〕

- ・リファキシミン（一日摂取許容量（ADI）を設定）
- ・セフォペラゾン（一日摂取許容量（ADI）を設定）
- ・パロモマイシン（一日摂取許容量（ADI）を設定）

③ 薬事・食品衛生審議会から担当大臣に審議結果が答申されたもの

〔1品目〕

- ・ブロチゾラム（一日摂取許容量（ADI）を設定）

なお、ブロチゾラムについては、検出試験法を開発中であり、開発後に消費者庁と協議を行う予定である。

④ 薬事・食品衛生審議会において審議中であるもの

〔6品目〕

- ・イミドカルブ（一日摂取許容量（ADI）を設定）
- ・セフキノム（一日摂取許容量（ADI）を設定）
- ・ラフォキサニド（一日摂取許容量（ADI）を設定）
- ・オキシベンダゾール（一日摂取許容量（ADI）を設定）
- ・コリスチン（一日摂取許容量（ADI）を設定）
- ・フロルフェニコール（一日摂取許容量（ADI）を設定）

⑤ 施策の実施に向け準備中であるもの

〔9品目〕

- ・硫酸セフキノムを有効成分とする牛の注射剤（コバクタン／セファガード）（適切に使用される限りにおいて、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる）
- ・塩酸ピルリマイシンを有効成分とする乳房注入剤（ピルスー）（一日摂取許容量（ADI）を見直す必要はなく、適切に使用される限りにおいて、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる）
- ・チアンフェニコールを有効成分とする牛及び豚の注射剤（ネオマイゾン注射液及びバジット注射液）（一日摂取許容量（ADI）を設定）
- ・フロルフェニコールを有効成分とする牛の注射剤（ニューフロール）（一日摂取許容量（ADI）を設定）
- ・マルボフロキサシンを有効成分とする牛及び豚の注射剤（マルボシル2％、同10％）（一日摂取許容量（ADI）を設定）
- ・セフチオフルを有効成分とする牛及び豚の注射剤（エクセネル注）（ADIを見直す必要がない）
- ・エンロフロキサシンを有効成分とする製造用原体（パイトリル原体）、鶏の飲水添加剤（パイトリル10％液）、牛の強制経口投与剤（パイトリル2.5％HV液）並びに牛及び豚の注射剤（パイトリル2.5注射液、同5％注射液、同10％注射液）（一日摂取許容量（ADI）を設定）
- ・オフロキサシンを有効成分とする鶏の飲水添加剤（オキササルジン液）（一日摂取許容量（ADI）を設定）
- ・塩酸ジフロキサシンを有効成分とする製造用原体（塩酸ジフロキサシン）及び豚の飲水添加剤（ベ

テキノン可溶散25%) (一日摂取許容量 (ADI) を設定)

なお、これらの評価品目の薬剤耐性菌を介した影響については、食品安全委員会において検討するとされたところであり、当該結果を踏まえて施策を実施する予定とされている。

⑥ 残留基準設定に必要な資料を収集中であり、入手次第、薬事・食品衛生審議会において残留基準設定に係る審議を行う予定であるもの

[3品目]

- ・チアンフェニコール (一日摂取許容量 (ADI) を設定)
- ・カナマイシン (一日摂取許容量 (ADI) を設定)
- ・ベンジルペニシリン (評価を変更する必要がないと考えられる)

## 4 化学物質・汚染物質

食品安全委員会は、食品の成分規格及び清涼飲料水の規格基準の改正に当たり、厚生労働省からの意見の求めに応じて、6品目の化学物質・汚染物質の食品健康影響評価を行った。

これらについては、評価結果に基づき、以下の対応がとられている。

① 耐容週間摂取量が設定されたもの

[1品目]

- ・米のカドミウムの成分規格改正について

(施策の概要)

薬事・食品衛生審議会から担当大臣に審議結果が答申され、答申結果について消費者庁との協議を終了している。

② 耐容一日摂取量が設定されたもの

[4品目]

- ・クロロホルム (清涼飲料水)
- ・ブロモジクロロメタン (清涼飲料水)
- ・ジブロモクロロメタン (清涼飲料水)
- ・ブロモホルム (清涼飲料水)

(施策の概要)

それぞれの品目については、清涼飲料水中の汚染物質等に係る規格基準の設定方針に基づき、薬事・食品衛生審議会において審議を行う予定である。

③ 耐容一日摂取量は設定できないとされたもの

〔1品目〕

- ・総トリハロメタン（清涼飲料水）

（施策の概要）

清涼飲料水中の汚染物質等に係る規格基準の設定方針に基づき、薬事・食品衛生審議会において審議を行う予定である。

〔前回の調査時点で、具体的な管理措置が講じられていなかったもの〕

清涼飲料水中の汚染物質等に係る規格基準の設定方針に基づき、薬事・食品衛生審議会において審議を行う予定であるもの

〔23品目〕

- ・ベンゼン（清涼飲料水）（耐容一日摂取量を設定）
- ・1,2-ジクロロエタン（清涼飲料水）（耐容一日摂取量を設定）
- ・臭素酸（清涼飲料水）（耐容一日摂取量を設定）
- ・トリクロロエチレン（清涼飲料水）（耐容一日摂取量を設定）
- ・ジクロロメタン（清涼飲料水）（耐容一日摂取量を設定）
- ・テトラクロロエチレン（清涼飲料水）（耐容一日摂取量を設定）
- ・トルエン（清涼飲料水）（耐容一日摂取量を設定）
- ・銅（清涼飲料水）（耐容上限摂取量を設定）
- ・ホルムアルデヒド（清涼飲料水）（耐容一日摂取量を設定）
- ・メチル-tert-ブチルエーテル（清涼飲料水）（耐容一日摂取量を設定）
- ・1,1,1-トリクロロエタン（清涼飲料水）（耐容一日摂取量を設定）
- ・1,1,2-トリクロロエタン（清涼飲料水）（耐容一日摂取量を設定）
- ・亜塩素酸（清涼飲料水）（耐容一日摂取量を設定）
- ・二酸化塩素（清涼飲料水）（耐容一日摂取量を設定）
- ・カドミウム（清涼飲料水）（耐容週間摂取量）
- ・四塩化炭素（清涼飲料水）（耐容一日摂取量を設定）
- ・1,4-ジオキサン（清涼飲料水）（耐容一日摂取量を設定）
- ・1,1-ジクロロエチレン（清涼飲料水）（耐容一日摂取量を設定）
- ・シス-1,2-ジクロロエチレン、トランス1,2-ジクロロエチレン（清涼飲料水）（耐容一日摂取量を設定）
- ・塩素酸（清涼飲料水）（耐容一日摂取量を設定）
- ・ジクロロアセトニトリル（清涼飲料水）（耐容一日摂取量を設定）
- ・抱水クロラール（清涼飲料水）（耐容一日摂取量を設定）
- ・塩素（残留塩素）（清涼飲料水）（耐容一日摂取量を設定）

【生物系評価グループ】

## 微生物・ウイルス

### [食品安全委員会が自らの判断で食品健康影響評価を行ったもの]

食品安全委員会は、カンピロバクターによる食中毒の低減に向けて、現状のリスク及び想定される対策を講じた場合のリスクに及ぼす効果を推定するために、鶏肉中のカンピロバクター・ジェジュニ／コリの食品健康影響評価を行った。評価結果の概要は以下のとおり。

#### (1) 対策の効果

食鳥の区分処理によるリスクの低減効果は、塩素濃度管理よりも大きく、当該対策のみでリスクが約半減することが示された。

その他の対策それぞれについては、生食割合の低減によるリスク低減効果が最も大きく、次に調理時交差汚染割合の低減による効果が高いことが示された。加熱不十分割合の低減については、単独ではほとんどリスク低減効果がないことが示された。なお、生食しない人を対象とした場合では、最も大きなリスク低減効果があることが示された。

#### (2) 対策の順位付け

単独の対策を解析した結果では、加熱不十分割合の低減又は農場汚染率の低減のみでは効果は少ないことが示されたが、食鳥の処理区分及び塩素濃度管理の徹底を組み合わせることによって高い効果を示すことが示された。また、生食割合の低減については、単独の対策でも効果が高いことが認められた。

ただし、生食する人に対しては、生食割合の低減が常に最も効果が大きい一方、生食しない人に対しては、食鳥処理場での区分処理と農場汚染率の低減の組み合わせが、効果の最も大きい管理措置になることに加え、加熱不十分割合の低減や調理時の交差汚染率の低減も、比較的大きな効果を持つことも示された。

#### (3) その他

カンピロバクターについては、人から人への感染経路による感染事例はほとんど報告されていない。しかし、数例の感染例の存在から、種々の条件さえ整えば感染が成立することは留意するべきと考える。

### (施策の概要)

#### 厚生労働省

##### 1 食鳥処理場における対策

厚生労働省において、平成22年度から「食鳥・食肉処理工程等におけるリスク管理に関する研究」を実施し、リスク低減措置について研究予定。

##### 2 消費者への普及啓発

21年度において、食肉の生食、加熱不十分、調理時交差汚染による食中毒低減に向けた普及啓発を行った。

引き続き、カンピロバクター食中毒低減に向けた普及啓発を行う予定。

### 3 自治体への要請

都道府県等に対し、カンピロバクター等食中毒事案の発生を防止するため、

①食肉に関する衛生管理の徹底など、飲食店等関係事業者に対する監視指導の適切な実施

②地域住民に対する食肉の加熱不足や高齢者、乳幼児に生又は加熱不足の食肉を摂取させないための注意喚起

を要請している。

## 農林水産省

生産段階における汚染低減のリスク管理措置を検討するための基礎的情報を得るため、ブロイラー農場における鶏群のカンピロバクター汚染状況及び農場の衛生対策状況を引き続き調査。

「有害微生物に関する情報交換会」を開催し、都道府県担当者、農政局等とブロイラー農場のカンピロバクター汚染率低減を目指し、今後も調査・研究等について意見交換を実施。

ブロイラー農場における汚染鶏群・非汚染鶏群の区分及びそれを検出するための方法の開発、生産資材のリスク管理方法の開発、農場への進入経路の疫学的究明等に関する研究課題を公募予定。

食品業界・消費者団体に対し、当該リスク評価の結果に基づき情報提供。また、食鳥処理業者に対し、当該リスク評価の結果を送付し、適正な衛生管理措置について、厚生労働省が公表している指針に基づき改めて留意するよう通知。

## かび毒・自然毒等

〔前回の調査時点で、具体的な管理措置が講じられていなかったもの〕  
薬事・食品衛生審議会において審議中であるもの

〔1品目〕

食品中の総アフラトキシンに係る食品健康影響評価について

## 【新食品等評価グループ】

### 1 遺伝子組換え食品等

食品安全委員会は、遺伝子組換え食品及び添加物の安全性についての審査・確認を行うに当たり、厚生労働省からの意見の求めに応じて、4品目の食品健康影響評価を行った。

これらについては、評価結果に基づき、以下の対応がとられている。

#### 〈遺伝子組換え食品〉

- ① 「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準」に基づき、改めて安全性の確認を必要とするものではないと判断されたもの

〔1品目〕

- ・GGI株を利用して生産されたL-グルタミン

#### （施策の概要）

「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続」に基づき、申請があった食品添加物は組換えDNA技術を応用した添加物に該当しないものとみなすとされた。

- ② 「遺伝子組換え食品（種子植物）の安全性評価基準」に基づき、ヒトの健康を損なうおそれはないものと判断されたもの

〔1品目〕

- ・パパイアリングスポットウイルス抵抗性パパイア55-1系統

#### （施策の概要）

消費者委員会食品表示部会において、食品衛生法及びJAS法に基づく表示基準について審議中である。

- ③ 「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準」により、「組換え体と同等の遺伝子構造を持つ生細胞が自然界に存在する場合」に該当することから、評価対象ではないと判断されたもの

〔2品目〕

- ・XAS株を利用して生産されたヘミセルラーゼ
- ・pCHI株を利用して生産されたキチナーゼ

#### （施策の概要）

「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続」に基づき、申請があった食品添加物は組換えDNA技術を応用した添加物に該当しないものとみなすとされた。

## 2 新開発食品

食品安全委員会は、特定保健用食品の安全性及び販売の禁止に当たり厚生労働省からの意見の求めに応じて、8品目の食品健康影響評価を行った。

これらについては、評価結果に基づき、以下の対応がとられている。

### ① 食品健康影響評価を行うことは困難であるとの結論に至ったもの

#### 〔3品目〕

- ・キリン細胞壁破砕アガリクス顆粒
- ・仙生露顆粒ゴールド
- ・アガリクス K2ABPC 顆粒

#### (施策の概要)

それぞれの品目については、食品衛生上の危害の発生を防止するため、引き続き、必要な情報の収集・国民への情報提供を行うこととされた。

### ② 提出された資料の範囲においては、安全性に問題はないと判断されたもの

#### 〔4品目〕

- ・グルコバスター カプセル
- ・ヘルシアコーヒー 無糖ブラック
- ・ヘルシアコーヒー マイルドミルク
- ・麦の葉うまれの食物繊維

#### (施策の概要)

グルコバスター カプセルについては、申請者から取り下げの申請書が提出された。

ヘルシアコーヒー 無糖ブラック及びヘルシアコーヒー マイルドミルクについては、消費者委員会から担当大臣に審議の結果（特定保健用食品として認めることとして差し支えない）が答申された。なお、ヘルシアコーヒー 無糖ブラックは「リズムライフコーヒー 無糖ブラック」と、ヘルシアコーヒー マイルドミルクは「リズムライフコーヒー マイルドミルク」と、品目名を変更している。

麦の葉うまれの植物繊維については、消費者委員会新開発食品調査部会において審議中である。

### ③ 従来の繁殖技術による牛及び豚に由来する食品と比較して、同等の安全性を有しているとされたもの

#### 〔1品目〕

- ・体細胞クローン技術を用いて産出された牛及び豚並びにそれらの後代に由来する食品の安全性について

**(施策の概要)**

食品衛生法に基づくリスク管理措置は講じず、引き続き、国民に対する情報提供及び必要な知見の収集を行うこととされた。

**[前回の調査時点で、具体的な管理措置が講じられていなかったもの]**

本食品の摂取による尿酸値の上昇に関する注意喚起表示の検討をするよう、申請者に対して指導中であるもの

[1品目]

- ・ **ガイオ タガトース** (適切に摂取される限りにおいては、安全性に問題はないと判断したもの)

### **3 肥料・飼料等**

食品安全委員会は、飼料添加物の残留基準を設定するに当たり、厚生労働省からの意見の求めに応じて、**ノシヘプタイト**の食品健康影響評価を行い、一日摂取許容量 (ADI) を設定した。

**(施策の概要)**

薬事・食品衛生審議会から担当大臣に審議結果が答申された。

**[前回の調査時点で、具体的な管理措置が講じられていなかったもの]**

薬事・食品衛生審議会において審議中であるもの

[1品目]

- ・ **コリスチン** (一日摂取許容量 (ADI) を設定)

評価分野別施策実施状況一覧表

(調査品目数)

分野 状況	添加物	農業	動物用医薬品	化学物質・汚染物質	微生物・ウイルス	かび毒・自然毒	遺伝子組換え食品等	新開発食品	肥料・飼料等	計
リスク管理措置を講じたもの		5	14				3	5		27
消費者庁との協議を終了		9	3	1						13
消費者庁と協議中	9	8								17
審議会等から答申			1					2	1	4
審議会等において審議中	5	32	6			1	1	1	1	47
審議会等の準備中	1	43	15	28						87
その他					2			1		3
計	15	97	39	29	2	1	4	9	2	198

(平成22年3月31日現在)